（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（鯨体処理場の条件）

第八十四条　鯨体処理場は、次に掲げる条件をみたすものでなければならない。

一　水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。

二　第三十八条第二項及び第四十五条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。

（変更命令等）

第八十五条　農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件をみたさなくなつたときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者（以下「鯨体処理場設置者」という。）に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することがある。

（許可の取消し等）

第八十六条　農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八十三条第一項の規定による許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることがある。

一　当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。

二　鯨体処理場が引き続き二年間使用されていないとき。

三　鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分に違反したとき。

2　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第十九条第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

（鯨体処理状況の記載）

第八十七条　鯨体処理場設置者は、第三十八条第二項又は第四十五条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明のつどこれに併記しなければならない。

一　処理開始の日時

二　体長

三　性別

四　乳分泌の有無

五　胎児の性別及び体長

六　この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

2　第五十一条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

（鯨体処理状況報告書の提出）

第八十八条　鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

（鯨体処理場の廃止の届出）

第八十九条　鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。